

# 青森県最低賃金が変わります

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も



令和元年10月4日から  
時間額

790 円

## □【適用される範囲等】

「青森県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず青森県内のすべての事業所で働く労働者に適用されます。パートタイムの方、アルバイトの方も対象です。

## □【除外賃金】

次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

- (1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 臨時に支払われる賃金
- (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）
- (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

詳しくは、青森労働局労働基準部賃金室（017-734-4114）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

業務改善  
助成金

- ☑ 生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索 [業務改善助成金 https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/](https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/)

無料相談

- ☑ 賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>